

寄附金取扱規程（区分4、規04-16）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「当協会」という）の定款第43条および第44条に基づき、当協会が受領する寄附金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、寄附金は次の3種類としそれぞれ以下のとおり定める。

- ① 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附する寄附金
- ② 募集特定寄附金 当協会が募集にあたりあらかじめ使途を特定し募集する寄附金
募集に際し、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象等必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を作成するものとする。
- ③ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込にあたりあらかじめ使途を特定する寄附金

（受入基準）

第3条 当協会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附金の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他、当協会の運営にあたり支障が生じると認められる条件
- (2) 寄附金を受け入れることにより、当協会の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

（受入手続き）

- 第4条 寄附金を当協会に寄附しようとする者は、寄附金申込書（様式1）による書面で寄附金の申し込みを行う。
2. 当協会は、前項により寄附金の申込を受領したときは、財務担当理事は第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入の可否を決定する。
 3. 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対してその旨を通知する。

（受領書等の送付）

- 第5条 寄附金を受領したときは、原則として礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。
2. 前項の受領書には、当協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

（寄附金に係る結果の報告）

第6条 当協会は、寄附者の求めに応じて寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当協会の機関誌、ホームページ等への公開をもって

これに代えることができるものとする。

2. 当協会は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算者および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当協会の機関誌、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

（個人情報の保護）

第7条 当協会は、寄附者に係る個人情報については、当協会の個人情報基本方針に基づき、細心の注意をはらって個人情報の管理に努めるものとする。

（その他）

第8条 本規定に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は代表理事が別に定めることができる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、財務委員会が立案し、理事会の決議・承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、2022年5月8日から施行する。